運輸安全マネジメント制度の概要

JR西日本福知山線事故のような事故を防ぐには、従来の「安全規制+事後監督」では不十分

経営トップの主体的な関与の下、現場を含む組織が一丸となってPDCAサイクルを構築しながら「ヒヤリハット情報」をベースとした事故の「未然防止活動」を行うことが必要。

ハインリッヒの法則





運輸安全一括法に 基づき、平成18年に 運輸安全マネジメント 制度がスタート

運輸安全マネジメント制度

- 1. 各事業法(※)に基づき運輸事業者に、
 - ① 安全管理規程の作成、
 - ② 安全統括管理者の選任 等

を義務付け

- ※鉄道事業法、軌道法、航空法、道路運送法、貨物自動車運送事業法、海上運送法及び内航海運業法
- 2. 経営トップのコミットメントの下、

安全管理体制の構築・改善の

<u>取組(安全マネジメント)</u>



- ① 安全方針の策定・周知
- ② 安全重点施策の策定、見直し
- ③ コミュニケーションの確保
- ④ 事故、ヒヤリ・ハット情報の収集・活用
- ⑤ 教育・訓練の実施
- ⑥ 内部監査の実施 等

運輸安全マネジメント評価

運輸安全監理官を中心とする国土交通省の評価 チームが事業者に赴き、輸送の安全に関する取組 状況を確認し、<mark>継続的改善</mark>に向けてプラス評価や 助言を実施

・評価対象事業者 9,583社(平成26年8月1日時点) (鉄道・自動車・海運・航空)



